

名家連ニュース

平成 23 年 9 月 17 日 (土)
 発行：特定非営利活動法人
 名古屋市精神障害者家族会連合会
 会長 堀場 洋二
 TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 166 号



NHK教育テレビ番組のお知らせ



仲間の皆さんにご紹介下さい

放映日時	9月22日(木)	9月26日(月)	9月27日(火)
	夜8時30分～	夜8時～8時30分	
タイトル	あしたをつかめ 平成若者仕事図鑑	「ハートをつなごう」 「若者のこころの病 第5弾」	
内容	精神保健福祉士は1997年に国家資格として誕生したソーシャルワーカーの一つで、治療を施す医療と社会生活を支える福祉という2つの領域を結ぶ橋渡し役です。様々な生活訓練に取り組む精神保健福祉士の現場を紹介します。	「双極性障害(躁うつ病)」は10代後半から20代の若い時期に発症することが多い病です。最近の調査では患者は人口の2～4%になるとも指摘され、放置しておくことと本人の社会生活に大きな支障が出ることから、早期に適切な診断を受け、治療していくことが大切だといわれています。当事者の皆さんとともに考えていきます。	

精神保健福祉手帳等級別の都道府県比較表 判定基準見直しの必要性クッキリ！

都道府県	精神保健福祉手帳等級別交付率		
	1級	2級	3級
長野 県	48.86%	43.44%	7.70%
鹿児島県	3.77%	76.89%	19.34%
鹿児島県	3.77%	76.89%	19.34%
群馬 県	47.94%	40.77%	11.28%
和歌山県	12.55%	50.74%	36.70%
熊本 県	34.27%	60.19%	5.54%
山梨 県	24.68%	67.17%	8.15%
岐阜 県	26.99%	59.81%	13.20%
愛知 県	9.24%	65.73%	25.03%
名古屋市	9.57%	67.33%	23.10%

※山梨県、岐阜県、名古屋市は手帳2級まで医療費全科無料

過日、「みんなねっと」の永井さんからメールリストで47都道府県の手帳等級別の一覧表を掲載して頂きました。その統計資料から、比率の「高い」県と「低い」県の「比較表」を作成して！！です。あまりにも大きな判定差に私たちもPSWも社会保険労務士も驚愕・困惑しております。名古屋市においても長野、群馬、熊本、山梨、岐阜県のように「1・2級が85%以上を占める等級判定」であれば、未就労の3級所持者も間違いなく医療費全科無料の対象になると確信できます。等級判定審査会に何らかの働きかけをしなければと思います。(堀場)